

(1) 名称

第16回東京フィルメックス/TOKYO FILMeX 2015

(2) 目的

新しい映画への挑戦を支援する国際映画祭として、アジアを中心として選りすぐった映画を日本の観客に紹介し、招待作家とゲストに日本の映画人・観客との創造的な交流の機会を提供する。

(3) 主催

特定非営利活動法人 東京フィルメックス実行委員会

(4) 会期

2015年11月21日(土)～11月29日(日)

(5) 会場

有楽町朝日ホールほか

(6) 上映プログラム

1. 東京フィルメックス・コンペティション
アジアの新進作家の映画を上映するコンペティション部門
2. 特別招待作品
世界の映画製作のトレンドを示す新作
3. 特集上映
重要な映画作家の特集上映
4. 関連イベント
ジャーナリスト、映画祭ディレクター、映画プロデューサー等を招聘し、日本側パネリスト、出品監督を交えて、パネル・ディスカッション等を行う。

(7) 応募

- A. 応募作品
応募は作品をDVDにコピーしたもので行うものとする。公式サイトのエントリーフォームより申請し、その際に返信された受付完了メールを印刷して、選考用のDVDに同封し、映画祭事務局まで提出するものとする。
- B. 送料
応募作品のDVDの映画祭事務局までの輸送に関する経費は応募者の負担とする。
- C. 応募作品の返却
応募作品のDVDは返却されない。ただし、返却を希望する場合は、応募の際に返送料を同封の上、返却先を明記しておくこと。
- D. 送付先
東京フィルメックス事務局
〒107-0052
東京都港区赤坂5-4-14 トレード赤坂ビル3F
Tel; 03-3560-6393 / Fax; 03-3586-0201
E-mail; info@filmex.net
- E. 事故責任
応募作品の映画祭事務局受領時までの紛失、破損などの事故に関しては、主催者は責任を負わない。
- F. 広報
上映作品に関しては、応募者の同意の上、応募用紙に記載されたデータ及び広報素材を、本映画祭のサイトや新聞、雑誌、テレビなどのメディア媒体で活用するものとする。

(8) 東京フィルメックス・コンペティション

- A. 応募条件
次の応募要件を満たすものであれば、誰でも応募できるものとする。
 1. アジアの新進監督による作品であること。
 2. 作品の完成形態が次のいずれかであること:
DCP, Apple ProRes, 35mm, HDCAM, HDCAM-SR, Betacam SP, Digital Betacam, DVcam。
本映画祭での上映には、英語字幕版を用意すること。
 3. 日本の劇場あるいはテレビ放映などで、一般公開されていない作品であること。
 4. 2014年4月1日以降に完成したものであること。
 5. 原則として、日本国内の他の映画祭などで上映されていない作品が優先的に選考される。
 6. 60分以上の作品であること(60分未満の短編は不可)。
- B. 応募締切
2015年7月31日とする。
- C. 東京フィルメックス・コンペティションの上映作品について
 1. 決定通知
選考された作品については、速やかに応募者に通知する。
 2. 費用
作品の輸送に関する経費は主催者の負担とする。
 3. 招待
上映作品に関しては、1作品につき監督1人を本映画祭に招待するものとし、その来日渡航費および宿泊費は、主催者側の負担とする。
 4. 審査委員会
上映作品の審査委員会は、主催者側の依頼によって構成される。
 5. 各賞
上映作品の中から、審査委員会の審査により、次の各賞を当該作品の監督に対して与える。
 - ・最優秀作品賞
 - ・審査員特別賞

(9) 特別招待作品

- A. 応募条件
次の応募要件を満たすものであれば、誰でも応募できるものとする。
 1. 現在の世界の映画製作のトレンドを示す映画であること。
 2. 作品の完成形態が次のいずれかであること:
DCP, Apple ProRes, 35mm, HDCAM, HDCAM-SR, Betacam SP, Digital Betacam, DVcam。
本映画祭での上映は、英語字幕版での上映を原則とする。
 3. 日本の劇場あるいはテレビ放映などで、一般公開されていない作品であること。
 4. 2014年4月1日以降に完成したものであること。
 5. 原則として、日本国内の他の映画祭などで上映されていない作品が優先的に選考される。
 6. 60分以上の作品であること(60分未満の短編は不可)。
- B. 応募締切
2015年6月30日とする。
- C. 特別招待作品の上映作品について
 1. 決定通知
選考された作品については、速やかに応募者に通知する。
 2. 費用
作品の輸送に関する経費は主催者の負担とする。

(10) 上映部門

出品作品に関しては、主催者側の判断によって上映部門を決定するものとする。

(11) 効力

本規約は日本語版が全てに優先する。本映画祭に応募・出品することは、この規約の承認と遵守を意味する。